

関係行政機関等からの意見等集約の結果について

処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に沿って行っていくこととしているもの。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なもの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているもの。
- 3 修文するもの：意見書を踏まえ、計画（案）を修文したもの。
- 4 今後の検討課題等：意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせていただくもの。

①意見				②処理(案)	
提出者	意見	該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由

北海道、関係市町村、北海道経済産業局、学識経験者（地域管理経営計画に係る懇談会委員）に対し、意見聴取を行ったが、異存無しと回答を得た。